HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「内部告発」は研究者の義務なのか
Author(s)	柏葉, 武秀
Citation	応用倫理, 1, 31-42
Issue Date	2009-03
DOI	https://doi.org/10.14943/ouyourin.1.31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51740
Type	departmental bulletin paper
File Information	03_kashiwaba_oyorinri_no1.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

「内部告発」は研究者の義務なのか

柏葉武秀（北海道大学）*

はじめに

近年日本の科学研究でも数多くの不祥事が報道されるようになった。理化学研究所（2004年）、大阪大学大学院医学系研究科（2005 年）、同生命機能研究科（2006 年）、東京大学大学院工学研究科（2005 年）、筑波大学プラズマセンター（2008 年）といった日本を代表する研究機関で「論文ねつ造」が報告されている。北海道大学メディア・コミュニケーション研究院での論文盗用事件（2007 年）は、この種の不祥事に文理の境界は存在しない事実を象徴した。いまや「ミスコンダクト」という言葉も日本語として定着した感がある。そのような事態に対処すべく、さまざまな大学や研究所がそれぞれミスコンダクトを防止するべく、倫理規定を設けて（理化学研究所「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」など）調査対策委員会（大阪大学研究公正委員会など）を整備しつつある。

このようなミスコンダクト防止策には、ほとんどすべての場合、「内部告発」窓口を設けて告発に基づく調査体制と「内部告発者」保護が謳われている。あたかも「内部告発」が研究不正対策に必要不可欠であるかのようである（「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」、ORI Model Policy）。しかし、各種文書に盛り込まれている「内部告発の勧め」は企業倫理での内部告発研究とは無視しえない齟齬を来しているように思われる。企業倫理におけるアプローチでは、もっぱら内部告発を裏切りや密告からいかに区別して定義し、道徳的正当化条件がいかなる場合に満たされるかが問われているからである。研究倫理では端的に科学者の義務とまでされている「内部告発」ははたして本当に内部告発といえるのであろうか。内部告発であるとして、それは本当に義務とされてよいのだろうか。

かかる問題意識のもと、本発表では研究倫理において称揚される「内部告発」がいかなる内実をもっているかあるいはもちうるのかを、近年発表された日本のミスコンダクト対策を題材にしながら考察する。まず文部科学省の「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（以下「ガイドライン」）に即してミスコンダクトの定義とその対策を紹介し（1）、その対策に占める「告発」「不正申し立て」が、正当な意味で内部告発であることを明らかにする（2）。以上の調査を踏まえて、企業倫理での内部告発研究と研究倫理における「内部告発」とを比較し、「ガイドライン」の規範的内実を再構成し吟味すべき論点をあぶり出す（3）。企業倫理を参照して「ガイドライン」から再構成された内部告発の道徳的正当化要件は不十分であり、ミスコンダクト対策における内部告発を研究者の義務とする根拠は疑わしい（4）。科学者を専門職として捉え直すことで、科学者特有の義務として内部告発を再考する可能性を示唆し（5）、その現実的な適用要件について最後に考察する。

* 本稿は、北海道哲学会での「ミスコンダクトと内部告発」（2007 年 7 月、於北海道大学）、科学技術社会論学会「『内部告発』は研究者の義務なのか」（2008 年 11 月、於大阪大学）の二つの口頭発表原稿に基づいている。いずれにおいても会場から有益なコメントをいただいた。記して感謝の意を表したい。

1. ミスコンダクトとはなにか

「ガイドライン」において、研究活動の不正行為とは「研究倫理に背馳し、研究活動の本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる行為」「科学そのものに対する背信行為」と定義されている（「ガイドライン」5）。じっさいに規制対象となるのは以下に挙げられた三種類であるので、具体的には FFP を定義に採用していると思われる。

> ねつ造（fabrication）：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
> 改ざん（falsification）：研究資料・機器・過程を変更する操作を行ない。データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること[1]
> 盗用（plagiarism）：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

英語のミスコンダクト（scientific misconduct, research misconduct）とは研究上の不正行為の一部であり、含まれる行為対象の範囲に多少の広狭の違いはあるものの、この FFP と呼ばれる定義が一般的に受容されている。日本学術会議『科学のミスコンダクト』では、「不正行為」という一般的な訳語を避けてあえてカタカナで「ミスコンダクト」と表現している。その趣旨は、科学研究におけるさまざまな逸脱行為を、FFP の三種類にだけ限定せずに、よりひろく捉えていこうとする点にある（「はじめに」114-5）。本稿でも以下広義の不正行為としてミスコンダクトを用いていく。その理由は、日本学術会議の主張がもっともであるだけでなく、この用語を用いて科学研究での他の類似した不正から区別しておきたいからである。

正確に述べ直すならば、そもそも FFP 自体が定義というよりもむしろ研究不正をいかにカテゴライズするかをめぐる 90 年代アメリカでの論争の焦点であった。ミスコンダクトの定義が研究活動全体のあまりに大きな部分を覆うようになってしまうと、新奇でそれゆえあまり正統的ではない研究手法までもが不正の烙印を押されかねないという危惧を研究者が抱き、FFP に限定する狭い定義を好んだのである（On Being a Scientist 18）。さらに重要なのは、ミスコンダクトは 80 年代半ばまで研究不正を表現するのに用いられてきた fraud が、法的概念として厳密すぎる要件を要求するので、誤解を招かぬようにとミスコンダクトに取って代わられつつある経緯である（Whitbeck 203-204）。つまり、ミスコンダクトは法的処罰でかならずしも対処可能ではなく、またそうすべきでもない領域を指し示す名称であって、日本においても同様に用いられてよいと考える。事実、FFP を直接禁止し、違反者を処罰する具体的規定をもつ法令は存在しない（平田 115）[2]。もっともなじみ深い研究不正である科研費など競争資金の流用といった「研究費の不正使用」は刑法上の横領や詐欺に問われうるし、なにより補助金適正化法に違反する違法行為である（平田 113）[3]。また、ミスコンダクトを法的処罰対象にするような立法措置や政府機関による不正摘発には、憲法 23 条「学問の自由」に反するとの指摘もある（平田 119）。それゆえ、私はあくまでも研究倫理で論じられるべき

[1] 研究者の資格などを偽ることも含まれることがある（Whitbeck 201）。
[2] もっとも、盗用は著作権法に触れる可能性がある。
[3] 文部科学省の対応も別だてになっている（「研究費の不正対策検討会報告書」）。

問題をミスコンダクトと呼んで議論対象を明確化しておきたい[4]。

2. ミスコンダクトを防ぐために

「ガイドライン」では研究不正に関する基本的考えを示した後、第２部「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」で詳細なミスコンダクト防止策を提案している。そこでは、対象となる不正行為は FFP に限定しつつ、文部科学省所管の資源配分機関から競争的資金配分を受けている研究機関に対し、不正行為に対応できる体制作りを求めている。

一見して明らかなのは、不正対策の大前提に置かれているのはミスコンダクトの告発ないしは通報である。本稿ではここでいう「告発」が「内部告発」にあたるかどうかを吟味したいのだが、その前にまた用語法上の事実確認をしておく。

「ガイドライン」では不正事実の申し立てを告発と呼び「内部告発」という言葉を用いてはいない。アメリカ研究公正局（ORI）のミスコンダクト審査手続（Model Policy）にあっても申し立てをなすものは complainant（原告・申立人）であった（2009 年現在では whistleblower に変更）。とはいえ、科学雑誌や研究論文でミスコンダクトの発見・報告を whistleblowing と頻繁に表現している。おなじように日本の近年の議論においても、やはり告発や申告などではなく「内部告発」が用いられているのがほとんどである。このことが示唆するのは、whistleblowing にせよ内部告発にせよ、いわゆる専門用語ではなく日常的な言語表現に用いられるタームであることである。

だが日常語であるからといって、類似表現が指示する事象すべてを一括して内部告発とみなしてよいわけではない。とくに日本語の内部告発については、おおむね「かならずしも容易に実行できるわけではないが、なされてしかるべき行為」を意味して用いられているように思われるが、その事実がただちに内部告発を道徳的に正当化することはない。というのも、本来内部告発には中傷、密告、裏切りといった道徳的に許容しがたい行為と共通する側面があるからである。それゆえ内部告発を道徳的に正当化する営みが企業倫理研究の一つのトピックとなっている。

ところが、whistleblowing に触れている研究倫理の教科書では企業倫理での内部告発論を援用しているのがみられるくらいで、十分な検討がなされているとはいえない（Resnik 125-6, Shrader-Frechette 78-80）。それでは、ミスコンダクト対策に於ける告発はもはや道徳的にその性質を論じるまでもないのだろうか。そうではないと思われる。というのも、ミスコンダクト告発の定義と道徳的正当化の問題は、内部告発と表現するしないにかかわらず、ミスコンダクトを論じる文脈でも意識されているからである。「ガイドライン」の（内部）告発を例にとるならば、告発者と告発内容に厳しい条件が課されている。告発者は顕名を原則とし、告発される行為が不正であるとする「科学的合理的理由」を示すよう要求され、かつ告発に被告発者を陥れ被告発者の属する組織に不利益を与えるなどの悪意に基づいてはならない。すなわち、この条件付与は（内部）告発を誹謗中傷から峻別する目的を有しているのである。

[4] FFP はミスコンダクトの中核をなすであろうが、たとえば不適切なオーサーシップがミスコンダクトになりうるとの声に耳を傾けない理由もないので、その定義はひろく研究上の逸脱行為をカバーするものであるほうがよい（山崎 60-64）。

ミスコンダクト対策の前提となる不正申し立てが内部告発でありうるかという問いが、単なる言葉遊びではなく、研究倫理的に有意味になるゆえんである。そして、そのような問いの対象足りうるかぎりで、ミスコンダクト告発は内部告発であると考える十分な理由となる。すなわち、研究倫理においてもなおミスコンダクトの「(内部) 告発」は、それを単純に推奨するだけでは不十分であって、さらなる倫理学的検討に値する課題なのである。

ところで、内部告発が道徳的に正当化されるとしても、内部告発が義務となるかどうかはまた別個の重要な争点である。ところが、研究倫理の入門書では、(内部) 告発を科学者の「義務」と規定する例が目立つ。

> 「…、不正行為を目撃した者は行動しなければならないという、疑いえない義務を負っているのだ」(『科学者をめざす君たちへ』63)

> 「不正行為を報告しないこと
> 多くの犯罪を報告しないのは、それ自体が犯罪とみなされ、罰則につながる。(中略) …、たとえば、もし研究の不正が、医学や社会の意思決定のための情報へ影響するなら、不正行為は人々を危険にさらす。不正行為を報告しないのは、研究者の自己規制メカニズムを蝕んでいく。それゆえに、いくつかの研究機関は、不正を報告しないことを不正行為規律に含めている」(『ORI 研究倫理入門』25)

> 「ある場合には、科学者は whistleblowing に訴える義務をもつ」(Shrader-Frechette 78)

> 「他者の不正を決して黙認しない」(理研科学者会議 「科学研究における不正行為とその防止に対する声明」)

はたして (内部) 告発を本当に義務として研究者に課してもよいものだろうか。企業での内部告発はしばしば雇用者・被告発側からの報復を招き、告発者・被用者が背負うリスクは多大であることが広く認められている。場所を大学や研究所に移し、告発対象がミスコンダクトに変わろうとも、実情はいずこも同様であろう。内部告発者へのインタヴュー記録を分析したアメリカのある報告書によれば、ミスコンダクトを内部告発した研究者の多くが報復を受けたと感じている (Research Triangle Institute)。また別のある研究では、北米の大学で内部告発がためらわれる心理的要因五つが列挙されている。

1　グループに帰属する社会的重要性や一体感：「告げ口屋になるな」
2　背信・不忠への抵抗感
3　指揮系統への服従心
4　内部告発者だと暴かれることへの恐怖心：「裏切り者」
5　報復を被ることへの怖れや警戒感

(Rhodes, Strain 36)

日本学術会議委員が「内部告発は日本になじまない」と発言し（『化学』29）、学生を研究者へと誘う書物で「科学的な不正を目撃しても無視する」（白楽 134）よう勧めていることに現れているように、実情はさして変わらないかそれ以上に厳しいと想像される。そのような状況を承知の上でなお内部告発を研究者の義務と規定するからには、研究倫理教育の充実や告発者保護体制整備といった制度設計だけでなく、義務の理論的根拠をも明らかにする必要があると思われる。そのためには、倫理学的内部告発論なかんずく標準的理論と目されている議論を参照するのが捷径であるだろう。先に述べたように、有力な研究倫理の教科書では内部告発を論じようとする箇所で、企業倫理で蓄積されてきた倫理学的内部告発論に訴えてその理論的支えとしているからである。

その前に確認しておかねばならないのは、同じ内部告発といっても、研究倫理と企業倫理とではきわめて大きな差異が認められることである。後者においては、内部告発のあて先はあくまでもマスコミなど企業外部である。つまり内部告発とは、企業の不正を、組織内部での手続きを尽くしても効果がない場合にはじめて企業外部へと暴き出す行為である。先に見たように、それに対して研究倫理では、ミスコンダクトを告発する先は大学や研究所内部の窓口である。研究倫理で論じられる内部告発は組織内部の内部告発なのである。たとえ「組織」の範囲を学会などの科学者コミュニティにまで広げるとしても、内部告発は依然として組織内部ですべて処理されるべきものとされている。

この差異は内部告発の道徳的正当化にあたってさらに拡大する。研究倫理においては、ミスコンダクト告発をことさら正当化する必要はないかもしれない。内部告発は最初から道徳的に容認されているようにみえる。内部告発がミスコンダクト対策の大前提であるのだから、内部告発は厳しい条件を付与されてあらかじめ道徳的に正当化された行為として研究倫理にその場所を得ているといえるだろう。とはいえ、本稿の目的は内部告発が道徳的に容認されるだけでなく義務であるかどうかを問うことにある。それゆえ問題は道徳的に正当化されているかにみえる内部告発が義務となりうるかである。それに答えるために、倫理学的内部告発論において内部告発を義務とする根拠がミスコンダクト告発を義務とする根拠として十分かを探究してみたい。

3.「ガイドライン」の規範的内実

倫理学的内部告発論においては、ディジョージの内部告発論が「標準理論」の地位を獲得している。ディジョージの理論は多くの批判を招いており、有力な対抗理論も生まれているのだが、たえず論争の的となること自体が古典的労作である証左といえる。ディジョージによれば、内部告発が道徳的に許容される要件は以下の三つである（De George 285-288、ディジョージ 315-322）。

（S1）　企業が、その製品を通じて公衆に深刻かつ相当な危害を及ぼすこと

（S2）　従業員が深刻かつ相当な危害について直接の上司に報告し、道徳的懸念を述べていること

（S3）　上司が自分の訴えに対し有効策をとらなかった場合、企業内での可能な手続き

を尽くすこと

さらに次の二要件が満たされると内部告発は義務となる。

（S4）　内部告発者は、自らの状況認識が正確で公衆への危害が深刻で可能性が高い危険が生じうると理性的で公平な観察者を納得できるだけの証拠資料をもっていること
（S5）　従業員は外部に公表することで必要な変化がもたらされると信じるもっともな理由（good reason）をもつこと

この五要件を基礎にして、ディジョージへのいくつかの批判も加味しつつ、「ガイドライン」や日本学術会議記録文書からミスコンダクト（内部）告発の道徳的正当化要件を再構成してみよう。

a　ミスコンダクトは公衆に対する重大な危害や人権侵害を引き起こしうること：背信行為からの区別

内部告発は企業に損害を被らせるのだから、少なくともそれを相殺できるだけの理由が必要となる。他者への深刻な危害防止は、企業が従業員に要求する忠誠を上回るだけの規範的力がある。研究組織やグループにとっても、内部告発は不名誉であるし、他のメンバーにとって内部告発は背信行為に映るかもしれない。だが、ミスコンダクトは社会や公衆に重大な危害を与えうるとの認識が日本学術会議では広く受け入れられている（『科学のミスコンダクト』）。また公衆への危害だけでなくミスコンダクトは人権侵害を引き起こすとの危惧も表明されているので、ディジョージのいう「危害」が身体への深刻な危害に限定されているのは不当であるとの批判をも踏まえて書き直す。

さらに（S2）と（S3）の要件は不要である。これら二要件は、「外部への告発以外にミスコンダクトを解決する手段がないこと」を含意していると考えられる。内部告発は通常「組織内部の情報を組織外部に公表・開示する」行為を構成要素としている。その場合、不正行為は可能な限り企業内部の定められた経路で解決が図られるべきとされ、それがかなわないときあるいは危害を実効的に防止するには内部解決をまつ時間がないときに、企業外への内部告発が正当化される。そこで「内部告発以外に危害を防止できないこと」がしばしば正当化要件に含められるのである。これに対してミスコンダクト防止策では、研究組織内の正規ルートに告発窓口を設けるのだから、こういった要件は不要である。換言すると、ミスコンダクト対策における内部告発には、ディジョージが設けた「内部的な内部告発」と「外部的な内部告発」の区別自体が無意味であると思われる[5]。

かくしてミスコンダクトに関する内部告発は道徳的に正当で容認される行為であることに

[5] ディジョージは、従業員が役員の経費ごまかしを暴露し、カンニングする学生を他の学生が告発するケースでの内部告発は「不適切な行動を、適切な人物に報告する」ことであり「内部的な内部告発」と呼ぶ。内部的な内部告発は、直属の上司への裏切りになるかもしれないが、企業全体への忠誠と利益にかなう行為でありうるので、とりたてて正当化条件を求めるまでもない（ディジョージ 303-304）。

なる。

b　告発が科学的合理性に基づいていること：中傷や個人攻撃からの区別

（S4）は「ガイドライン」にあるように「科学的合理的理由」で十分だろう。そもそも生じうる危害の深刻さを立証する証拠資料を内部告発者が収集せねばならないという条件は厳しすぎて非現実的であるし、証拠が少ないのが通例のミスコンダクトについてはなおさらである。

c　告発の目的が悪意によるものではなく顕名であること：動機あるいは目的の正しさ

内部告発は被告発者や研究組織に不利益を与える目的であってはならない。このような悪意ある告発を防ぐために顕名告発が原則である。（S5）は告発の成功をもってして、内部告発に伴うリスクを埋め合わせるという趣旨であるが、この要件は現実の内部告発から乖離しているという批判がミスコンダクトの場合いっそう妥当するので除外する。ミスコンダクトは立証が難しいのであるから、告発が成功するかどうかの見込みを立てることはいっそう困難だからである。

だが、ディジョージは顕名での内部告発をおなじ実効性という観点から考察してもいる。匿名告発よりも、実名を明かしてリスクを公然と背負って告発するほうが、他者の良心に響くというのである（De George 289）。ディジョージの主張とは別個に、ミスコンダクト対策においては顕名告発の方が告発を成功させる可能性は高い。とくに研究グループの他のメンバーが冒したミスコンダクトを立証するためには、たいていの場合告発者へのヒアリングが欠かせない。したがって、顕名性は内部告発の動機の正しさを保証するだけでなく、告発により大きな実行力を付与しているとも考えられる。

しかし、a と b が満たされるならば、内部告発は道徳的に正当であるだけなく義務となるのだろうか。節を改めながら c とあわせて再考察しよう。

4. 内部告発は義務でありうるのか

さて、前節でミスコンダクトに対する内部告発を道徳的に正当化する要件を「ガイドライン」などから三要件に再構成してみた。この三要件は「ガイドライン」の規範的内実をある程度は明るみに出していると思う。だが、これらの要件を満たした行為が研究者の義務であるとはおよそ主張できそうにない。そのことは「ガイドライン」のミスコンダクト対策としての現実性と有効性に大いなる疑問を投げかけるだろう。

要件 a はミスコンダクトの結果を誇張して捉えなくては成り立たない。公衆への危害を考えてみるとそのことは容易に理解される。たとえば、医薬品開発の基礎研究でデータのねつ造あるいは改ざんが生じたとする。ミスコンダクトを見逃したせいで、科学的には根拠のないデータに基づいた新薬開発が開始された。開発されるはずの新薬は、期待通りの効能を発揮せず、それどころか人体に有害な物質を含有するかもしれない。ではこのミスコンダクト

は、新薬を処方された人々の健康を著しく損なう行為であろうか。常識的に考えてそうは思われない。ミスコンダクトが発覚せず、試薬が無事開発されたとしても（無理を承知の想定であるが）、その薬効を検証する動物実験の段階で医学的に無効であると判明するだろう。偶然が重なって、万が一動物実験をクリアしたとしても、治験が険しい壁となるはずである。結局は公衆の深刻な健康被害は生じないと考えるのが自然である。もし健康被害が広範に引き起こされたとすれば、そこにはミスコンダクト以外の多様な要因があるからだと想像できる。要するに、ミスコンダクトから公衆への具体的な危害には、いくつもの中間段階が横たわっているのである。人権侵害についても同断であろう。要件 a に説得力はない。

また後件二つが内部告発を義務とするさらなる条件を表現するとも思われない。ディジョージの主張のポイントは、内部告発につきもののリスクを告発の成功によって相殺することにあった。先に確認したように、同種のリスクはミスコンダクトを告発する場合にもありうるし、少なくともその可能性を無視した防止策は現実味がない。だが、b と c には告発リスクを相殺するか、相当程度まで軽減するだけの対価は一切含まれていない。「ガイドライン」が告発に課す制約は、むしろ被告発者保護に傾いている。

ディジョージの標準理論は危害防止の観点から内部告発の道徳的正当化を試みる議論であった。そのかぎりで予想される危害をじっさいに防ぎうるかどうかという帰結主義的な内部告発論であるといえよう。たしかに、ミスコンダクト対策をめぐっては公衆への危害や人権侵害への深刻な懸念がいくつかの文書や発言で表明されてはいる。しかし、本来的には科学者コミュニティの自律を守り抜くために、あるいは科学の本質を擁護するためにこそミスコンダクトは許されないのであった。科学者によるミスコンダクト告発が一見して義務であるようにみえるのは、「ミスコンダクトは道徳的に不正である」あるいは「内部告発者は端的になすべきことをなした」という直観をわれわれがもつからだと思われる。危害防止を目的とするディジョージの帰結主義的内部告発論を援用したから、三要件では内部告発の義務を導き損なったのかもしれない。倫理学的内部告発論には、義務論の立場からディジョージを批判するものもある。

たとえばデイヴィスによれば、内部告発者は告発対象の不正に対して第三者あるいは無関与な傍観者ではありえない。告発者は告発対象になんらかの仕方でコミットしているのである。そこでデイヴィスは、最初から内部告発を「道徳的に要求される行為」＝義務と捉え、道徳的正当化要件を独自に提案している（Davis 2003, 549-550）[6]。彼のユニークな「共犯理論」を詳細に検討する余裕はないが、共犯構成を「内部告発しなければ、自分がその組織でなすことが不正の一因となる」と厳密な形式で考察しているのが難点である（Kline 263）。たとえばメンバーのあずかり知らないところで研究グループのボスがミスコンダクトを冒して論文を投稿し、自分も共著者に名を列している場合、そのメンバーはボスの不正の一因と

[6] デイヴィスの提案は下記のとおり。
（C1) あなたが明らかにするものは、あなたが組織で働いていることに由来する。
（C2) あなたは自発的にその組織の一員となった。
（C3) あなたは、その組織が（合法的だが）深刻な道徳的不正行為に関与している、と信じている。
（C4) あなたは、もし自分の知っていることを公にしないなら（その場合にのみというわけではないが）、自分がその組織で働くことがその不正の（多かれ少なかれ直接的に）一因となってしまう、と信じている。
（C5) あなたが（C3)と（C4)の信念をもつことは正当化される。
（C6) （C3) と（C4) の信念は真である。

なったとみなせるだろうか。

5. 科学者特有の義務か

ミスコンダクトを未然に防ぎ、発生したときにはすみやかに処理するためには、内部告発が前提であった。本稿の検討の結果、企業倫理での内部告発研究に依拠する形ではミスコンダクトの内部告発は研究者の義務とはみなせないことが明らかとなった。危害防止を重視する内部告発論をミスコンダクト対策に持ち込む場合は、告発リスクを適切に扱えず、それゆえ内部告発を義務とする主張を組み立てるのは困難であった。告発者が被るリスクを相殺するだけの危害を個々のミスコンダクトが引き起こすとは考えづらいからである。しかし内部告発が研究者の義務ではないならば、適切なミスコンダクト防止策はどうあるべきだろうか。

おそらく倫理教育のさらなる充実といった方策が考えられる。しかし、それだけでは科学研究における内部告発という問題を完全に消去できるとは思われない。というのも、ミスコンダクトと科学上の誤りとは容易に峻別しがたいからである。たとえばベテラン研究者が実験データに不規則なばらつきを観察したとする。研究者はばらつきを実験機器の不具合だと直観し、理論に適合的なデータだけを選択しその観察結果を元手に論文を発表する（いわゆる cooking)。ベテラン研究者には不正に手を染めた自覚はないし、研究者としての直観には自信がある。その自信はこれまでの研究実績が裏打ちしている。だが、研究グループの大学院生はその行為を改ざんとみなすかもしれない。そこにあるのは受けてきた倫理教育の違いだけではないだろう。究極的には大学院生の個人的価値と研究グループの価値との「倫理的ジレンマ」が存在すると思われる（Jubb 81)。倫理的ジレンマの存在が内部告発という問題を不可避的に呼び起こすならば、いかに研究倫理教育を充実させようとも科学研究の深部に「内部告発」という言葉で探り当てられる棘を抜き去ることはできないのではないか。

ミスコンダクト対策には、内部告発自体を制度的に取り込んでしまう組織的な経路が必須であることは否定できない。少なくともそれに取って代わるだけの実効性ある対案は想像できそうもない。すると必要なのは内部告発をあえて義務として引き受ける方向性だと思われる。厳密に考察するならば研究者には内部告発の義務があるとはいえないかもしれない。少なくとも研究倫理の教科書で説くように、企業倫理での内部告発研究に依拠するだけでは不足なのである。その理由は、企業倫理では公衆への危害防止の観点から内部告発が論じられているのに対して（この観点は研究倫理でも重視されているが)、ミスコンダクト防止に関してはむしろ科学者コミュニティの自律維持という別の観点が重視されているからだと思われる。こちらの観点に照らすと、科学研究者は通常の水準以上の倫理性を身につけるべきだと考える理由がある。「科学者の行動規範」は科学者すべてが専門職であると宣言している。そこでこの行動規範を新たな倫理綱領と捉え直すのである。

日本学術会議が強調するように、ミスコンダクト防止はまさに「科学者コミュニティの自律をめざして」求められている。専門職たる科学者は「自らの専門的な判断により真理を探究するという特別な権利を享受」しているが、同時に専門職として社会の負託に応える「重大な責務」をもつというのである（「科学者の行動規範」）[7]。

[7] 「ガイドライン」でもミスコンダクト防止は「研究者、研究者コミュニティ等の自律・自己規律」に基づ

高橋は専門職とプロフェッショナルの間の区別を「何らかの倫理綱領を定めた団体に所属する」点に求めている（高橋 93-94）。高橋によれば、専門職の自律性追求自体は正当であり、社会もまたそれを認めるべきであるのだが、それは「単に市民としての倫理以上の倫理を自らに課すことによってのみ正当化される」（高橋 96）。専門職の倫理綱領は次の二点によって特徴づけられる。

（a）市民としての一般的行為とは単に異なっているだけでなくより高度な倫理的行為を求めていること
（b）それを「ふさわしい仕方で自己規制」すること（高橋 97）

高橋のいう意味で、科学者が専門職であり各種文書で謳われている行動規範を倫理綱領だと考えてよいのであれば、ミスコンダクトの内部告発は科学者があえて引き受ける義務であるといえるかもしれない。つまり、科学者は一般的な水準以上の「倫理的行為」を求められており、その水準で「自己規制」せねばならず、ミスコンダクト防止もその一環である。ミスコンダクト対策には内部告発が不可欠であるのだから、告発は高水準の倫理的行為として科学者の義務となるというわけである。

ジェームズはこれに呼応するように、専門家の特別な義務について述べている。専門家は専門的知識だけでなく、それに応じた特別な責任のゆえに、非専門家から敬意を受けさらには高給を食んでいる。したがって、職を失うくらいのリスクを負ってもなお内部告発が義務となりうる（James 313）。専門職であればなおさらジェームズの議論が妥当することになろう。かくして、ミスコンダクトの内部告発は科学者の専門職としての義務と位置づけられる。私はミスコンダクトの内部告発を研究者の義務とする根拠は以上の専門職と倫理綱領の枠組みのなかでしか探し求められないと思う[8]。

むすびにかえて

本稿では科学研究におけるミスコンダクト対策の要とされる内部告発が、研究者の義務でありうるかを検討してきた。研究倫理の教科書で期待されている企業倫理における内部告発研究との連携は望みが薄いことが判明した。むしろ連携相手は専門職倫理であったというべきだろう。研究者は、専門職を自認するかぎりで、ミスコンダクトを告発する義務を引き受けることができる[9]。現在のミスコンダクト防止策は、この意味で内部告発を研究者の義務とすることではじめてその実を挙げうるのではないか。

なるほどそうかもしれない。だが、ジェームズの主張のとおりに内部告発をなした研究者が内部告発をなしたがゆえに職を失うとき、それは科学者コミュニティからの追放を意味し

く自浄作用であると述べられている（「ガイドライン」6）。

[8] この路線を推し進めようとするならば「専門職としての科学者」という像を真剣に吟味する必要に迫られるだろう（Davis 1999, chap. 4, Chadwick 248-250）。

[9] もとより、科学者をひとしなみに専門職と規定してよいのかは別問題である。しかし、すでに日本学術会議が自らを専門職だと宣言している。このような宣言を出す理由の一つには、科学研究がその成果の応用という文脈に否応なく組み込まれているという科学論的現状認識があるのは疑いを入れない。したがって、もし科学者＝専門職観を覆したいのであれば、科学論的（というよりむしろ科学技術社会論的というべきか）に精緻な反論を打ち出さねばならないだろう。

うるのではないだろうか。何らかのかたちで職場復帰できたとしても、研究現場から離れざるをえなかった時間を取り戻すことは出来ない。そのブランクが、内部告発者の研究者としてのキャリアに回復不可能な傷を負わせることにはなりはしまいか。ジェームズの主張は科学者に対しては酷にすぎるように思われる[10]。稿を閉じるに当たって、研究者の内部告発義務を現実に課すときの要件ともいうべきものを二つだけあげておく。

すでに述べたようにミスコンダクト告発の告発者が甘受せざるをえないリスクは無視するには大きすぎる。そこで、そのリスクを相殺するだけの要件を考えてみよう。それはミスコンダクトが疑われている学問的影響力の大きさである。たとえばシェーン事件[11]のような画期的な研究成果あるいは当該領域の教科書を書き換えるくらいの新発見などにミスコンダクトの疑いが見いだされる場合、研究者はそれを告発する義務を課せられる。告発リスクを相殺するのは、公衆への危害ではなく科学者コミュニティへの多大な悪影響なのである。これは「ガイドライン」でも科学者相互の科学コミュニケーション侵害をもってミスコンダクトの罪としている事実とも符合するだろう。

逆に義務解除の事由も考えられうる。増渕は内部告発が義務であると一般的に認めながらも、一定の免責事由を明確化することで、告発を実行する義務に限界を確定しようとしている（増渕）[12]。この議論を踏襲して、告発行為によって告発者の科学研究遂行が不可能となる場合は内部告発の義務を免責するといった可能性を真剣に考慮すべきである。たとえば大学研究室に所属している大学院生が教授のミスコンダクトを告発するときには、そのような状態を十分予想できる。告発が首尾よく成功したとしても、教授が職を解かれて研究室そのものが消滅するかもしれないし、そうでなくとも同じ研究室に居づらくなる可能性は大いにある。これ以上詳細に告発義務を解除する諸条件を列挙することはできないが、やはり何らかの免責事由は必要だと思われる。

Reference

R. Chadwick, “Professional ethics and the ‘good’ of science” in *Interdisciplinary Science Review*, 30, 3, 2005, pp. 247-256.

M. Davis, Ethics and the University（London: Routledge）1999.

――, “Whistleblowing” in H. LaFolette （eds） *The Oxford Handbook of Practical Ethics*（Oxford: Oxford U. P.）2003, pp. 539-563.

R. T. De George, “Whistle Blowing” in W. H. Hoffman, R. E. Frederick（eds）*Business ethics: readings and cases in corporate morality*, 3rd ed., McGraw-Hill, 1995.

G. G. James, “Whistleblowing: Its Moral Justification” in A. Malachowski（ed.）*Business Ethics: Critical perspective*

[10] もっとも残酷な告発リスクは失職だけではない。大阪大学大学院生命機能研究科でのミスコンダクト事件（2006 年）では告発した助手の方が自死するという痛ましい結果を招いている。告発と自死との間に直接の因果関係を求めるのはもはや不可能であるが、それでもまったくの無関係であるとみなすのはきわめて困難であろう（Mystery surrounds lab death）。

[11] シェーン事件の顛末については村松秀の詳細な報告を参照（村松）。

[12] この議論には次の留保が必要である。免責事由のゆえに結果的に組織的不正が防止できない場合は「組織的な制度の改善」や「企業風土改善」に取り組むことで対処するというその増渕の論法は（増渕 98）、ミスコンダクト対策には不向きだろう。なにしろ組織的な制度改善策のほとんどすべてが告発窓口の設置と審査体制の確立に尽きているのだから。

on buisiness and management（London: Routledge）2001, pp. 307-322.

P. B. Jubb, “Whistleblowing: A Restrictive Definition and Interpretation” in *Journal of Business Ethics*, 21, 1999, pp. 77-94.

A. D. Kline, “On Complicity Theory” in *Science and Engineering Ethics*, 12, 2006, pp. 257-264.

D. B. Resnik, *The Ethics of Science*（London: Routledge）1998.

C. Whitbeck, *Ethics in Engineering Practice and Research*（Cambridge: Cambridge U. P.）1988.

R. Rhodes, J. J. Starin, "Whistleblowing in academic medicine" in *Journal of Medical Ethics*, 30, 2004, pp. 35-39.

K. S. Shrader-Frechette, *Ethics of scientific research*（Lanham: Rowman & Littlefield）1994.

ステネク『ORI 研究倫理入門』山崎茂明訳、丸善、2005 年。（N. H. Steneck, *ORI introduction to the Responsible Conduct of Research*, 2003.（http://ori.dhhs.gov/publications/ori_intro_text.shtml））

リチャード・T・ディジョージ『ビジネス・エシックス：グローバル経済の倫理的要請』麗澤大学ビジネス・エシックス研究会訳、明石書店、1995年。

奥田太郎「ホイッスルブローイングの倫理」水谷・越智・土屋編著『情報倫理の構築』新世社、2003年、243-272頁。

黒川清ほか『科学のミスコンダクト』（「科学者の行動規範」収録）財団法人日本学術協力財団、2006年。

高橋久一郎「責任と情報倫理」越智・土屋・水谷共編『情報倫理学』ナカニシヤ出版、2000年、76−107頁。

白楽ロックビル『科学研究者になるための不肖ハクラク進路ナビ』羊土社、2005年。

平田容章「研究活動にかかわる不正行為」『立法と調査』No. 261、2006年、112-121頁。

増渕隆史「道徳的義務としての内部告発とその限界」北海道大学哲学会『哲学』41号、2005年、79-100頁。

村松　秀『論文捏造』中公新書ラクレ、2006年。

山崎茂明『科学者の不正行為　捏造・偽造・盗用』丸善、2002年。

文部科学省、科学技術・学術審議会（研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書）「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」2006年8月。

日本学術会議学術と社会常置委員会 「科学におけるミスコンダクトの現状と対策」2005年7月。

理化学研究所「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」2006年。

『化学』Vol. 61、2006年。

米国科学アカデミー『科学者をめざす君たちへ : 科学者の責任ある行動とは』池内了訳、化学同人、1996 年。（National Academy of Sciences（U.S.）, *On Being a Scientist*（http://books.nap.edu/catalog.php?record_id=4917）.）

Research Triangle Institute, “Consequence of Whistleblowing for the Whistleblower in Misconduct in Science Cases”, 1995 （http://www.ori.dhhs.gov/documents/consequences.pdf ）.

“Mystery surrounds lab death”, *Nature* 443, 253（21 September 2006）.

*参照した url はすべて 2009 年 1 月 14 日にアクセス確認している。